

越境した木の枝の切除ルールが改正！

これまでは、隣の土地から境界を越えて木の枝が伸びてきた場合、自分で切除できず、木の所有者に切除してもらうか、訴えを起こして切除を命ずる判決を得て強制執行の手続きを取る必要がありました。

改正の内容

2023年4月1日の民法改正により、越境された土地の所有者は、木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、次のいずれかの場合には、土地の所有者が自ら枝を切除できるようになりました。

- ①竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が**相当の期間**内に切除しないとき
- ②竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき
- ③急迫の事情があるとき



相当の期間とは

相当の期間は、竹木の所有者が枝を切除するために必要と考えられる期間です。個別の事案によって期間は異なりますが、一般的には、2週間程度の期間を必要とするものと考えられます。

かかった費用を請求できる？

本来竹木の所有者は枝を切除する義務を負いますが、越境された土地の所有者が枝を切除することによって、竹木の所有者は枝の切除義務を免れます。このことを踏まえれば、土地の所有者が枝の切除に費用を要した場合には、竹木の所有者に対して、切除の費用を請求することができると考えられます。

枝を切るのに勝手に敷地に入っていい？

越境した枝を切除するのに必要な範囲内で隣地を使用できます。

最後に

隣の土地からの越境した枝でお悩みの方、枝の切除をお考えの方は事前に、司法書士または弁護士にご相談の上対応策を検討しましょう。